

**令和6年度「休日の部活動の地域移行モデル事業（地域移行型）」
保護者説明会**

日時：令和6年4月19日（金） 19：00～20：00
令和6年4月20日（土） 11：00～12：00

1 部活動の地域移行について

2 休日の部活動の地域移行モデル事業（地域移行型）について

①バドミントンクラブ

②ダンスクラブ

3 質疑応答

令和6年度 休日の部活動の地域移行モデル事業

＜モデル事業の趣旨＞

段階的な休日の部活動の地域移行に係り、令和5年度のモデル事業（運動部：合同部活動2、単独部活動3）の成果と課題を受け、廿日市市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、廿日市市スポーツ推進協議会、（公財）廿日市市芸術文化振興事業団等の協力を得て、事業規模を拡大し、休日の部活動の地域連携及び地域移行を試験的に実施し、よりよい部活動の地域移行に向けて段階的な体制の整備を進める。

＜モデル事業の目的＞

- ・地域連携型（土日の学校部活動に外部指導者を派遣）及び地域移行型（土日の地域クラブ活動に生徒が参加する）のモデル事業を実施し、成果と課題を、活動報告及びアンケート（中間、期末）によりモニターする。
- ・休日の部活動を地域と連携及び地域に移行することで、部活動顧問の時間外勤務の削減及び精神的負担を軽減する。
- ・生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消する。

＜モデル事業の概要＞

A 地域連携型モデル事業（土日の部活動に外部指導者を派遣する形）

- ・期間：令和6年5月～令和7年3月
- ・対象：市内全ての中学校に募集をかけ、応募のあった部活動（運動部活動8、文化部活動2程度に外部指導者を派遣）

※令和5年度参加部活動は、原則、令和6年度も継続して参加（応募）してください。

※1校で複数種目の部活動の参加も可能です。

※複数合同部活動での参加も可能です。学校間で連携して積極的に活用してください。

B 地域移行型モデル事業（土日の地域クラブ活動に生徒が参加する形）【新規】

- ・別紙3「令和6年度モデル事業（地域移行型）広報チラシ」参照

【地域移行型モデル事業に参加する生徒への配慮事項】

※学校部活動と地域クラブ活動（バドミントン、ダンス）の掛け持ちも可（地域クラブ活動のみも可）としてください。

※掛け持ちする生徒の土日の活動については、生徒自身が参加する活動を決定し、部活動顧問及び地域クラブ活動指導者は、その判断を尊重してください。

※同調圧力等により生徒が地域クラブ活動に参加しづらい状況が生まれないよう、年度当初に、本モデル事業の趣旨や目的を全生徒へ説明し、誰もが参加しやすい環境を整えてください。

＜今後のスケジュール＞

R6モデル事業		
	A 地域連携型モデル事業	B 地域移行型モデル事業
4月	・12日（金）参加部活動の応募〆切	・募集チラシ配付 ・市主催保護者説明会 ・参加生徒の応募〆切
5月	◎R5より継続参加の部活動 スタート ・参加部活動、外部指導者の決定 ・管理職、参加部活動顧問との打合せ ・市主催外部指導者研修会 ・管理職、参加部活動顧問、外部指導者、事務局が随時連携 ・学校主催保護者説明会	・参加生徒の決定 ・参加生徒所属校との連携 ・参加生徒所属校、委託先、指導者、事務局が随時連携
6月	◎R6より新規参加の部活動 スタート	◎事業スタート
10月	○中間アンケート調査の実施 （生徒、顧問、保護者、外部指導者）	○中間アンケート調査の実施 （生徒、保護者、指導者、委託先）
1月	○期末アンケート調査の実施 （生徒、顧問、保護者、外部指導者）	○期末アンケート調査の実施 （生徒、保護者、指導者、委託先）
2月	・成果と課題の整理・分析	・成果と課題の整理・分析
3月	・事業終了	・事業終了

令和5年度から、休日の 部活動の地域連携・地域移行 が始まります



これから、だんだんと、休日の部活動は学校単位ではなく、地域クラブ活動として地域で実施するようになります。これは、子どもたちのための大改革です。部活動のこれまでの「当たり前」から抜け出し、地域で行うクラブ活動として、新しい「当たり前」を創り出しましょう。

❓ どうして部活動改革を進めるの？

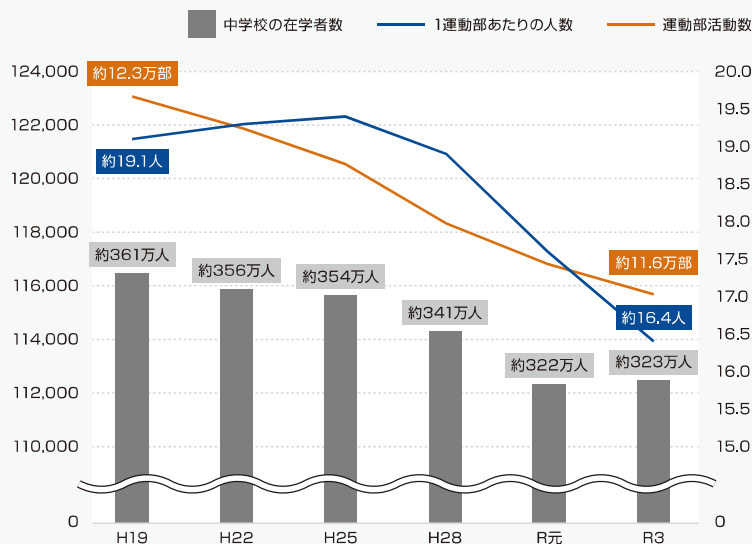
全国で **少子化** が深刻化

✓ 1運動部あたりの人数の減少

特にチームスポーツなど部員数が足りない
団体戦に出られない・練習試合ができない！

✓ 中学校における部活動設置数の減少

やりたい部活が学校にない！



(出典) 中学校在学者数：「学校基本調査」/ 1運動部あたりの人数・運動部活動数：日本中学校体育連盟による調査

他にも…

- ✓ 専門的な指導を受けられない
- ✓ いろんなスポーツを体験してみたい
- ✓ 引退後、続けられる場所がない

子供のスポーツ機会を守る

地域の子供は、学校を含めた地域で育てる

- ✓ 地域で多様な活動を楽しめる
- ✓ 有資格者・専門性のある指導者
- ✓ 学校を越えた仲間の獲得
- ✓ スポーツに限らない多様な体験
- ✓ 多様な世代との豊かな交流
- ✓ 引退後も継続したスポーツ機会

部活動改革ポータルサイト ～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けて～

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

室伏長官からのメッセージや部活動に関するガイドライン、全国の事例、各種制度、FAQ、広報素材等を紹介しています。

部活動改革





? 部活動の地域連携って？

複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまで学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するものです。



? 部活動の地域移行って？

地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するものです。学校とも連携しながら、多様な活動を、可能な限り低廉な会費で実施します。

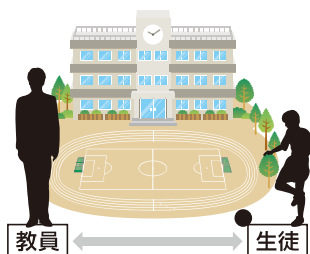


? 部活動と「地域クラブ活動」はどこが違うの？

学校部活動

- ・ **学校が主体**となって行われる部活動
- ・ **学校の中で実施**
- ・ 複数校でまとまって一つの部活動を行う合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用すること（地域連携）を推奨

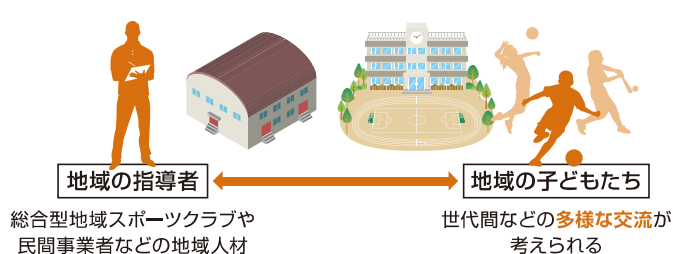
学校単位での部活動 例：〇〇中学校での部活動



地域クラブ活動

- ・ **地域が主体**となって行われる活動
- ・ 市民体育館、公民館、学校体育施設など、**多様な場所**で実施
- ・ **多世代・多種目**な活動

地域クラブ活動 例：〇〇市町村での地域クラブ活動



令和6年度 休日の部活動の地域移行モデル事業 (地域移行型)

令和5年度小学校6年生、中学校1・2年生の皆さん・保護者の皆様へ
来年度、一緒に地域でバドミントンやダンスを楽しみませんか？

スポーツ庁及び文化庁において、部活動の地域移行については、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされています。

そこで、廿日市市においては、今年度、休日の学校部活動に外部指導者を派遣する地域連携型のモデル事業を実施しています。

来年度は、廿日市市バドミントン協会、廿日市市芸術文化振興事業団等の協力を得て、休日の地域クラブ活動に生徒が参加する地域移行型のモデル事業を実施します。

学校部活動の代わりに本モデル事業で活動することも、学校部活動と本モデル事業を掛け持ちで活動することも可能です。

本モデル事業の詳細、募集方法等については、事前の保護者説明会で説明します。

R6スケジュール（予定）

時期	内容
4月	【学】体験入部期間 【モ】募集チラシ配付
4月中旬	【モ】保護者説明会
4月下旬	【学】入部届提出 【モ】参加申込み〆切
5月上旬	【モ】参加生徒決定
6月	【モ】スタート
10月	【モ】中間アンケート
1月	【モ】期末アンケート

【学】：中学校スケジュール

【モ】：本モデル事業スケジュール

バドミントン

活動時期：令和6年6月～3月 週1回土曜日 午前中予定（3時間程度）

活動場所：まるくる大野（学校体育施設を使用する場合もあり）

内 容：初心者の方でも参加しやすいように、楽しく基礎から練習します！

講 師：廿日市市バドミントン協会

募集予定：30名程度（令和6年度中学校1、2年生・応募多数の場合は抽選により決定）

参 加 費：無料（その他別途費用が掛かる場合があります・令和7年度以降は未定）

協力予定事業者：総合型地域スポーツクラブ NPO 法人 妹背ウォーターフォールクラブ
廿日市市バドミントン協会

ダンス

活動時期：前期（令和6年6月～8月）の3カ月 土 or 日曜日 全5回

後期（令和6年9月～11月）の3カ月 土 or 日曜日 全5回

※前期・後期ともに、1回の活動時間は1時間30分程度の予定

活動場所：ウッドワンさくらびあ、山崎本社みんなのあいプラザ、市民センター ほか

内 容：ヒップホップ、ジャズダンスなど 初心者大歓迎！

講 師：調整中

募集予定：各期15名程度（応募多数の場合は抽選により決定）

参 加 費：無料（その他別途費用が掛かる場合があります・令和7年度以降は未定）

協力予定事業者：（公財）廿日市市芸術文化振興事業団

主 催：廿日市市教育委員会

問い合わせ 休日部活動の地域移行に関すること：廿日市市教育委員会学校教育課 30-9207

バドミントンに関すること：地域振興部スポーツ推進課 30-9206

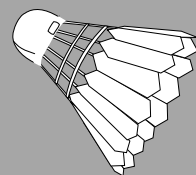
ダンスに関すること：廿日市市教育委員会生涯学習課 30-9203

バドミントンクラブ参加者募集！！

新中学1・2年生の皆様へ

進学、進級おめでとうございます！！

土・日の地域クラブ活動で一緒にバドミントンをしてみませんか？



活動時期：令和6年度6月～3月 週1回土曜日 午前中予定（3時間程度）

活動場所：フジタスクエアまるくる大野（学校体育施設を使用する場合もあり）

内容：初心者の方でも参加しやすいように、楽しく基礎から練習します！

講師：廿日市市バドミントン協会会員

募集予定：30名程度（令和6年度中学校1・2年生、応募多数の場合は抽選により決定）

参加費：無料（その他別途費用が掛かる場合があります・令和7年度以降は未定）

協力：総合型地域スポーツクラブ NPO法人 妹背ウォーターフォールクラブ

廿日市市バドミントン協会

応募×切：令和6年4月30日（火）

保護者説明会を開催します

【1回目】日時：令和6年4月19日（金） 19：00～

場所：市民活動センター 2F第一研修室（廿日市市住吉2丁目2-16）

【2回目】日時：令和6年4月20日（土） 11：00～

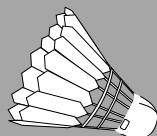
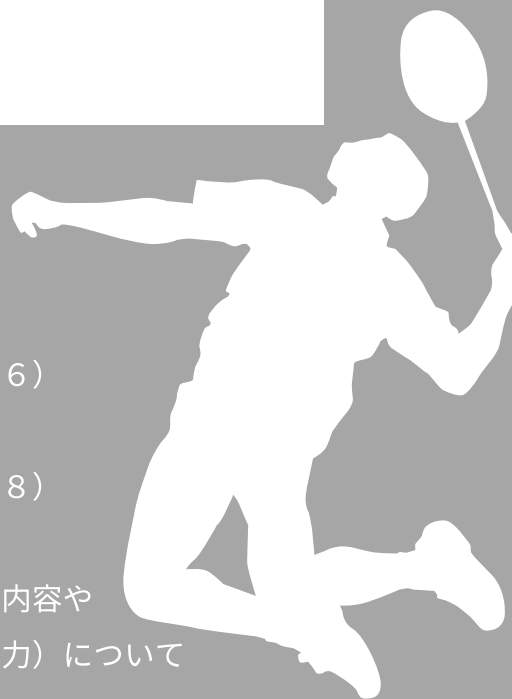
場所：フジタスクエアまるくる大野 2F研修室（廿日市市大野1328）

※1回目、2回目ともに同じ内容です。

内容：地域移行型モデル事業（ダンス／バドミントン）の具体的な活動内容や

募集・決定の通知方法、参加にあたってのお願い（アンケート協力）について

対象：本モデル事業に関心のある生徒の保護者や教職員



令和6年度 休日の部活動の地域移行モデル事業（地域移行型）

本モデル事業に関する問い合わせ：地域振興部スポーツ推進課

30-9206

廿日市市教育委員会学校教育課

30-9207

休日の部活動の地域移行モデル事業(地域移行型) バドミントンクラブ 保護者説明会資料

1 活動方針

(1) 主体性をもって活動する。

主体性→好奇心→意欲的な取組み→責任感の醸成→チーム全体の能力の向上

(2) カッコよく、楽しく活動する。

「カッコよく」とは、基本を身に付けること。

「楽しく」とは、一定の技術を身に付け、自らの意志によるプレーができること。

2 練習概要

今年度は、基本的には対外試合（中体連関連）には参加しないことから、個々の技術力の向上を目指します。なお、市内で開催される大会等に参加する場合があります。

(1) 全体練習：1h程度

- ① 準備運動やランニングなどの基礎的トレーニング
- ② 基本的練習

(2) グループ練習：1h程度

- ① 各個人のレベルに応じて一定のグループ化
- ② レベルに応じた基本的練習

(3) 個人練習：1h程度

- ① 個々のレベルに応じた指導、自主練習

(4) 練習場所

- ① まるくる大野アリーナ等（廿日市市大野1328番地）
- ② 大野東小学校体育館（廿日市市大野720番地）

※基本的には、まるくる大野で活動しますが、土曜日のイベント・行事が多くあることから、大野東小学校体育館も活動場所として確保していきます。

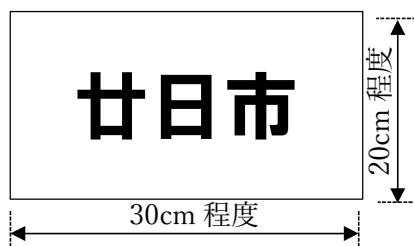
(5) 練習日時

毎週土曜日 9：30～12：30の3時間

※場合によっては、練習時間を延縮することがあります。その場合は、事前に連絡します。

3 準備物

- ① 体育館シューズ
- ② ラケット
- ③ ゼッケン（縦：20cm×横：30cm程度）
※「氏」を記載し、背面に、縫付け・安全ピン等で固定）



- ④ 服装：スポーツのできる服装（学校の体操服でも可）

4 保険への加入

傷害保険として、スポーツ安全保険（(財)スポーツ安全協会）に加入します。

補償内容は、「スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）」ホームページで確認してください。

補償内容について不足と思われる方は、各個人で任意に加入してください。

5 会費

原則、無料。ただし、直接的に練習活動に係る費用以外の経費は、個人負担とします。

※「直接的に練習活動に係る費用」とは、主に、練習会場使用料やシャトル購入費、指導者講師謝金等（注）来年度以降の会費については未定です。

【個人負担の例】

- ・練習会場との往復に係る経費
- ・大会（本年度は中体連には未加入）への参加などに係る参加料、旅費
- ・道具（ラケット・シューズや練習着・ユニホーム等）の購入費用など

6 主催者、問合せ等

(1) 事業受託者：NPO法人 妹背ウォーターフォールクラブ

(2) 協力・指導：廿日市市バドミントン協会

(3) 指導スタッフ

- ・代表：川下
- ・指導チームリーダー：古森
- ・指導チーム：村上・西村・西
- ・指導補助：廿日市市バドミントン協会会員

(4) 問い合わせ先：NPO法人 妹背ウォーターフォールクラブ

住所：廿日市市大野1328番地(フジタ スクエア まるくる大野内)

電話：0829-54-0124

新 中学1・2・3年生の皆さんへ
進学、進級おめでとうございます
土・日の地域クラブ活動で
一緒にダンスを楽しみませんか？

参加者を募集します。初心者大歓迎！

活動時期：令和6年6月～8月の日曜日 全5回＋発表会
※詳しい日時・場所は下の表をご覧ください。

内 容：K-POP、ジャズダンス など

講 師：COCO STUDIO 三木まりあ先生、舞原ミキ先生 ほか

ク ラ ス：廿日市 A クラス、廿日市 B クラス

募集予定：各クラス 30 名程度（応募多数の場合は抽選により決定）
※応募数が少ない場合は、1 クラスにする可能性があります。

参 加 費：無料

協 力：（公財）廿日市市芸術文化振興事業団

応募〆切：令和6年4月30日（火）

保護者説明会を
開催します

- 【1回目】日 時：令和6年4月19日（金） 19：00～
場 所：市民活動センター（廿日市市住吉2丁目2-16）
【2回目】日 時：令和6年4月20日（土） 11：00～
場 所：フジタスクエアまるくる大野（廿日市市大野 1328）
※1回目、2回目ともに同じ内容です。

内 容：地域移行型モデル事業（ダンス／バドミントン）の具体的な
活動内容や募集・決定の通知方法、参加にあたってのお願い
（アンケート協力）など

対 象：本モデル事業に関心のある生徒の保護者や教職員

活動日程	廿日市 A クラス (13：30～15：00)	廿日市 B クラス (15：15～16：45)
第1回 6月 9日（日）	ウッドワンさくらびあ リハーサル室	ウッドワンさくらびあ リハーサル室
第2回 6月23日（日）	ウッドワンさくらびあ リハーサル室	ウッドワンさくらびあ リハーサル室
第3回 7月14日（日）	串戸市民センター 大研修室	串戸市民センター 大研修室
第4回 7月28日（日）	中央市民センター 多目的ホール	中央市民センター 多目的ホール
第5回 8月11日（日）	山崎本社 みんなのあいプラザ 多目的ホール	山崎本社 みんなのあいプラザ 多目的ホール

発表会

8月17日（土）10：30～11：30（予定）
ウッドワンさくらびあ大ホール

休日の部活動の地域移行モデル事業(地域移行型) ダンスクラブ 保護者説明会資料

1 活動までの流れ(お申込み方法)

① 参加申込書の提出 ※締切 4/30(火)まで

【申込書提出先】 廿日市市教育委員会生涯学習課 ※応募者多数の場合は抽選となります。

✉ shogaigakushu@city.hatsukaichi.lg.jp

② 参加決定通知の郵送 ※5/16(木)まで

※5/20(月)を過ぎても通知が届かない場合は、生涯学習課へお問合せください。

③ 活動開始日 6/9(日)～

2 活動後について

- ・参加生徒及び保護者の方に簡単なアンケートへのご協力をお願いします。
- ・秋にも同様の実施を予定しております。詳細は7月頃ご案内します。

3 活動内容(練習の流れ)

1
時
間
半

現地集合

柔軟・トレーニング(体幹強化)

基礎練習(基本ステップなどの習得)

休憩(5分)

踊りの練習

本日の成果発表

(グループに分けて何度も繰り返し踊ります)

片付け・帰宅

＼初心者も安心なプログラム！／

基礎練習では簡単なステップから徐々に踊りに繋がる動きを取り入れていきます。繰り返し練習しているうちに自然と踊りが踊れるようになる練習スタイルです。

【発表会について】

8/17(土) 10:30～11:30 ウッドワンさくらびあ大ホールで行います！

それまで練習してきた踊りを披露します。

※衣装を用意していただく必要はありません。

(お家にあるお洋服の中で色味や雰囲気を指定する場合があります。)



4 準備物・服装など

① 飲み物(水またはお茶)

② フェイスタオル

③ 体育館シューズ(外履き NG)

※更衣室はありません。ご了承ください。

※テープにマジックで名前を書き、服に貼っていただく予定です。

※個人練習のための動画撮影は可能ですが、SNS などへの投稿はご遠慮ください。

④ 髪が長い人はまとめる

⑤ 動きやすい服装(Tシャツ・短パンなど)

5 遅刻・欠席などの連絡先



ウッドワンさくらびあ 事務室
TEL:0829-20-0111(9:00～22:00)



6 保険への加入

傷害保険として、スポーツ安全保険（(財)スポーツ安全協会）に加入します。

補償内容は、「スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）」ホームページで確認してください。補償内容について不足と思われる方は、各個人で任意に加入してください。

7 講師のご紹介

講師は体を動かすことに特化した資格を持っています。初心者向けから上級者向けまで幅広く指導します。

COCO STUDIO 三木まりあ（ダンサー）

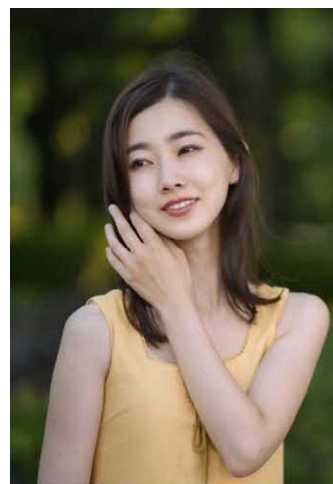
RAD Advanced 1 資格、YAGP NY ファイナル 団体 TOP12、
「バレエのタベ」やオペラなどでダンサーとして出演

2019 年

MISS SAKE HIROSIMA、ベビーマッサージ認定講師、看護師国家資格
日本骨髄バンクユースアンバサダー

2022 年

全国 MIE バレエコンペティション 島崎徹 審査委員長 特別賞
YBC in 京都 大人部門 優秀賞
山口国際ダンスコンペティション クラシック D 部門 第 1 位



COCO STUDIO 舞原ミキ（ダンサー）

日本大学芸術学部演劇学科にて演劇をはじめ、西洋舞踊、日本舞踊、
シアターワークを通じたカルチュラルワークなど作品創作、舞台制作
を数こなす。

在学中 ワタナベエンターテインメントにて役者技術を学びながら多数
の作品に出演。卒業後、2021 年よりフリーとして役者やモデル・ダンサー
など幅広く活動中。

バレトンインストラクター、フォトグラファー
ジャイロトニック®認定トレーナー



参加申込書

中学校 年 組

ふりがな
生徒氏名

希望する活動 (どれかに○)	バドミントン ・ ダンス ・ 両方		
経験の有無 (あてはまるものに○)	バドミントン ⇒ あり ・ なし		
	ダンス ⇒ あり ・ なし		
学校部活動入部の有無	あり ・ なし (部)		
希望クラス (ダンス参加希望者のみ)	第1希望 (クラス)	第2希望 (クラス)	
保護者氏名		続柄	
住所 (参加決定等通知先)	〒 ー 廿日市市		
保護者連絡先 (緊急連絡先)	(自宅 / 携帯) ー ー		
広報用の写真撮影・ 写真の使用可否 (いずれかに○)	許可する ・ 許可しない		
同意事項の確認 (□に✓してください)	下の同意事項を確認しました □		

※バドミントン、ダンスの両方へ参加を申し込む場合は、下の提出先それぞれに本申込書を提出してください。

※いただいた個人情報は、本モデル事業の募集、参加者の決定、アンケート協力依頼など、本モデル事業の実施以外で利用することはありません。また、モデル事業実施委託事業者（指導者含む）にも、個人情報の取扱いについて守秘義務を徹底させます。

本モデル事業の参加申込みにあたり、次の事項に同意します。

- 参加が決定した場合、本事業委託団体（指導者含む）に本申込書の情報を提供すること。
- 参加が決定した場合、所属中学校に本モデル事業への参加者を通知すること。
- 本事業のアンケート調査に協力すること。
- 活動場所への行き帰りの交通事故防止について十分配慮し、保護者が責任をもつこと。

■ 申込書の提出方法、提出・問合せ先

※申込み〆切：令和6年4月30日（火）

希望する活動について、持参、郵送またはメールで申し込んでください。

バドミントン

廿日市市地域振興部スポーツ推進課

〒738-8501 廿日市市下平良 1-11-1

☎ 0829-30-9206

✉ sports@city.hatsukaichi.lg.jp



ダンス

廿日市市教育委員会生涯学習課

〒738-8501 廿日市市下平良 1-11-1

☎ 0829-30-9203

✉ shogaigakushu@city.hatsukaichi.lg.jp



この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になれます。

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動（社会教育活動）に安心をお届けする補償制度です。

公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社（裏面参照）との間で保険契約を締結しています。

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

(注) ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。）

対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。



学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所(以下「学校」)が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間

掛金の支払日が令和6年3月31日以前の場合
令和6年4月1日午前0時から掛金の支払日が令和6年4月1日以降の場合
掛金の支払日の翌日午前0時から

令和7年3月31日午後12時まで

※大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす団体の追加加入手続きの場合、団体への入会手続き完了時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

団体活動を行う4名以上の方でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動 ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校高等 部の生徒を含む。))	A1	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
大人 (高校生以上)	C	64歳 ^{注1} 以下 ▶スポーツ活動 (指導・審判を含む。) ※A2区分で対象となる活動も補償	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	B	65歳 ^{注1} 以上	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	A2	▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	D	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億円ただし、 対人賠償は1人1億円	180万円
ワイドコース	子ども (中学生以下 (特別支援学校高等 部の生徒を含む。))	AW	1,450円	3,100万円 4,650万円 5,000円 2,000円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額はA1区分と同額				対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
				100万円 150万円 1,000円 500円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。				対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
	大人 (高校生以上)	CW	4,850円	2,100万円 3,150万円 5,000円 2,000円 就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額C区分と同額				対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
				100万円 150万円 1,000円 500円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。				対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
	大人 (高校生以上)	BW	5,000円	700万円 1,050万円 2,800円 1,500円 就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額B区分と同額				対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
				100万円 150万円 1,000円 500円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。				対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外

注1 年齢の判断は、「令和6年4月1日」を基準とします。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む。）、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。） ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。） (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。） ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外來の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避免的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、洪水、津波または高潮、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など ⑥ サイバー攻撃 (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。） (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動に起因する損害には支払われます。） (7) ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。） (9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故（AW・BW・CW区分については一部対象となります。） (11) BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における就業中に起因する事故 (12) 補償期間外に発生した事故
突然死葬祭費用保険 (1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。） (3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用	

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険 ケガをされたとき	スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。 ※加入依頼書で加入の年度の事故は「事故通知ハガキ」のみでの受付けとなります。 ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無 ※事故通知後、被保険者（負傷者）へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。 ※入院保険金請求額が30万円以下の場合は東京海上日動からの求めがない限り原則医師の診断書のご提出は不要です。
賠償責任保険 法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき	速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物の損壊^(注1)の程度など (注1) 物の損壊については、事故の状況が把握できるよう 現場写真や修理見積書をとっておください。 ※示談交渉は被保険者（加害者）に行ってください。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。
突然死葬祭費用保険 突然死（急性心不全、脳内出血など）されたとき	スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。 ※加入依頼書で加入の年度の事故は「事故通知ハガキ」のみでの受付けとなります。 ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因（病名）

※保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先（東京海上日動） ※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先（平日9：00～17：00）	都道府県	事故時の連絡先（平日9：00～17：00）
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-027／011-271-7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 愛知 三重	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-057／052-201-9654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-037／022-225-6326 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 石川 滋賀 京都 大阪 奈良 兵庫 和歌山	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-067／06-6203-0677 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-047／03-6632-0479 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 島根 岡山 山口 香川 高知	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-085／082-511-9483 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
静岡	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-059／054-254-4235 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-095／092-281-8375 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11
<https://www.sportsanzen.org>

☎0570-087109【固定電話】
☎03-5510-0033【携帯電話等】

当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外・就業中外担保）・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険）および賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外・就業中外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項）によって構成されています。

<引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険(株) 担当課：公務第2部文教公務室
〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階
☎0120-233-801（平日9：00～17：00）

（共同引受保険会社（令和6年4月予定））

あいおい火災 共栄火災 損保ジャパン 大同火災
東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG 損保